

「坂城町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」をここに公布する。

令和 7年12月17日

坂城町長

坂城町条例第25号

坂城町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

第1条 坂城町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第6号）
の一部を次のように改正する。

第23条第1項中「100分の125」を「100分の127.5」に改める。

第2条 坂城町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正
する。

第23条第1項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は令和8年4月1日から施
行する。
- 2 第1条の規定は、令和7年12月1日から適用する。